



# 地域ぐるみで行う 環境に優しい農林水産業の取組 をアピールしませんか？

「みどりの食料システム法」に基づく、  
**特定区域（モデル地区）**の設定が地域ぐるみの取組を  
推進する旗印になります！

## 特定区域の取組例

| 地域ぐるみで有機農業を推進                                                                      |                                                                                     | 地域ぐるみで地域資源を活用し、温室効果ガスを削減した農業を推進                                                     | 地域ぐるみでスマート技術をシェアリングし、環境に優しい農業を推進                                                     |                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |
| 栽培体系の共通化                                                                           | 共同出荷作業                                                                              | 工場 廃熱・廃CO2 施設園芸を供給 団地で活用                                                            | ドローンによる農薬散布                                                                          | バッテリー保管・充電施設                                                                          |

## 特定区域を設定するメリット

- 地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組んでいることをアピールできます。
- 国の補助事業において、採択ポイントが加点されます。
- 特定区域内では、有機農業を促進するための栽培管理協定を締結できます。

# 特定区域とは

特定区域は、主に市町村が主導で地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組む区域と内容を具体的に想定し、基本計画に位置付けるもの。

## ✓ 設定のイメージ

### 新たに作成&計画変更

(既に作成済)

みどり法に  
基づく  
基本計画



特定区域について 別紙

①特定区域の区域

B市〇〇、■■

②事業活動の内容

B市〇〇及び■■

有機農業の団地化。

## ✓ 特定区域の要件

### ・区域の要件

- ✓ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること（市町村全域も可）
- ✓ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと

### ・事業活動の内容の要件

- ✓ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ✓ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること

## 特定区域の設定までの手続イメージ

### STEP1 事前相談

(市町村⇄県⇄国)



今後の予定や計画が要件に合致するかなど事前相談で確認ください。  
(対面・WEBどちらでも可能です)

### STEP2 合意形成

(地元⇄市町村⇄県)



市町村



地元



特定区域の設定＝基本計画の変更です。地元や共同作成者である県と合意形成がとれるよう調整し、計画を作成ください。

### STEP3 事前協議・同意

(県⇄国)



農林水産省内及び環境省で計画内容を確認し、結果をお知らせします  
(協議での意見を計画書へ反映)

### STEP6 公表

(県)

NEW!



本協議で同意を得た基本計画を県のWebサイトに公表いただきます

### STEP5 本協議・同意

(県⇄国)



農林水産省及び環境省へ協議ください。  
結果を県・市町村へお知らせします。

### STEP4 公告縦覧

(県及び設定予定の市町村)



法律に基づき、2週間の公告・縦覧を県及び市町村で行います。

## 特定区域を設定するメリット

メリット① 地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組んでいることをアピールできます！

メリット② 区域内で有機農業を促進するための栽培管理協定を締結できます！

- 区域内で有機農業者と慣行農業者が共存できるよう栽培管理に関する協定を市町村長の認可を得て、締結可。
- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生。

メリット③ さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！



▲優先採択事業  
(★が該当)

## 問合せ先

### 【制度に関する問合せ先】

北陸農政局生産部生産技術環境課

☎ 076-232-4131

✉ midori\_hokuriku@maff.go.jp

### 【基本計画に関する問合せ先】

新潟県農産園芸課 ☎ 025-280-5296

富山県農業技術課 ☎ 076-444-8292

石川県生産振興課 ☎ 076-225-1622

福井県流通販売課 ☎ 0776-20-0419

### 【農林水産省Webサイト】



▲認定制度の資料

▲設定の手引き